

31年度 公文書開示状況（4月決定分） 中央卸売市場

様式

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H31.4.2	H31.4.16	2019年3月25日、予算特別委員会で市場長が答弁した、2019年2月に行われた豊洲市場の診療所のドクターと市場当局の意見交換の内容がわかる会議録や関連文書の全て。			1													・実施機関では、豊洲市場の診療所のドクターとの意見交換は口頭によるものであり、これに係る一切の文書及び意思決定にかかる文書の作成、取得はしておらず存在しないため。	事業部 施設課
2	H31.4.2	H31.4.16	①豊洲市場における粉じんへの都の対応について ②豊洲市場の黒い粉じんについての質問への回答	4	1															管理部 財務課
3	H31.4.8	H31.4.22	豊洲市場における事故の発生について（情報提供）	4	1															豊洲市場 管理課
4	H31.4.8	H31.4.23	4月8日午前0時から午前0時30分の間に撮影された豊洲市場内の防犯カメラ映像（当該事故周辺に限る）			1				1	1	1							・本件対象公文書に記録されている映像が、特定の個人を識別することができる個人に関する情報を含んでいること。 ・監視カメラの撮影範囲が明らかになることによって、車両による危険行為を誘発するなどの不法行為を容易にするおそれがあり、市場の安全と秩序に支障を及ぼす可能性がある。 ・監視カメラの撮影範囲が明らかになることによって、車両による危険行為を誘発するなどの不法行為を容易にするおそれがあり、市場業務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性がある。	管理部 総務課 豊洲総合 調整担当
5	H31.2.27	H31.4.26	東京都中央卸売市場豊洲市場事業計画書（平成30年8月）における「平成30～35年度の取扱いの数量及び金額の推移の見込み」に係る統計情報及び基本計画	145	1															管理部 総務課
6	H31.2.27	H31.4.26	先客万来施設事業用地を活用した市場文化発信事業の実施について（30中管総祭2185号）	20	1															豊洲市場 管理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
7	H31. 2. 27	H31. 4. 26	① 千客万来施設事業用地を活用した市場文化発信事業企画・運営業務委託に係る起案原義、契約書 ② 2月16日トークセッション運営マニュアル	40				1											①非開示箇所：積算に係る単価・小計金額 設計書中の価格及び価格を算出するための情報を開示することにより、以後の類似業務の発注案件において予定価格を類推され、公正な入札・契約事務の遂行に支障を及ぼすと認められるため。(条例第7条第6号(行政運営情報)) ②非開示箇所：受託者側 印影 印影を公にすることにより、偽造等の犯罪を容易にし、公の秩序と安全の維持に支障を及ぼすため。(条例第7条第4号(犯罪の予防・捜査等情報)) ③非開示箇所1：受託事業者側の担当者氏名 公にすることにより、特定の個人が識別されるため。(条例第7条第2号(個人情報)) 非開示箇所2：誘導計画 非開示箇所3 ・当日のスケジュール、視察ルート、要員配置計画、警備計画 警備実施に係る情報であり、公にすることにより、警備態勢、警備手法等が明らかとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。(条例第7条第4号(犯罪の予防・捜査等情報))	管理部 総務課
8	H31. 2. 10	H31. 4. 11	(平成28年5月11日付) 事故取扱書 青水28014	4															非開示部分：当事者及び受託警備会社警備員の氏名、年齢、性別、連絡先 根拠規定：東京都情報公開条例第7条第2号 理由：当該情報を公にすることにより、特定の個人が識別されるため。 非開示部分：当事者所属企業情報、店舗情報、車両情報 根拠規定：東京都情報公開条例第7条第2号、第3号 理由：当該情報を公にすることにより、特定の個人が識別されるため。 また、特定の法人等の事業活動が損なわれるおそれがあるため。 非開示部分：取扱者印影 根拠規定：東京都情報公開条例第7条第2号、第4号 理由：当該情報を公にすることにより、特定の個人が識別されるため。また、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	管理部 総務課

表の見方  
<決定区分>  
・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。  
<(根拠規定)条例7条>  
・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。  
<公文書の件名>について  
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。  
・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。